

○議長（小林哲雄）

日程第7 議案第7号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政連絡員の報酬額について必要な見直しをするとともに、地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第7号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

別表第2条関係になりますが、19号の行政連絡員、改正前、年額27万5,000円を年額30万円に、世帯割1戸当たり480円を改正後、1戸当たり240円に。同じく45号、徴収嘱託員、時間額を改正前900円から、改正後、920円に改正するものでございます。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

条例の目的等につきまして、ご説明をさせていただきます。

住民福祉向上を目的といたしまして、地域と行政をつなぐパイプ役という役割の中で、地域の代表である自治会長の皆様を、行政連絡員として委嘱をしております。平成13年6月に、現行の報酬額に改定して以来、さまざまな環境や、状況の変化によりまして、町内全体で、平成13年から約2,000世帯が増加しております。こちらの増加に当たりまして、自治会における世帯数に地域格差が生じてございます。このことから、世帯割の算定に影響を及ぼしておりまして、行政連絡員報酬に金額差が生じております。また、行政連絡員の業務におきましては、広報等の配布、さまざまな連絡調整会

議等の手間数には、多少の相違はございますが、地域における町事業等の実施、連絡調整会議の回数等については同様となっております。これらの状況に対しまして、均等割を増額することで、激変緩和を考慮しつつ、世帯割の単価を減額いたしまして、地域における世帯割の大小による報酬金額の差を縮減すること、これを目的といたしまして、報酬の見直しをお諮りするものでございます。

なお、今後、予算のご審議でもお願いをいたしますけれども、行政連絡員の報酬減額によりまして削減された金額等につきましては、自治会交付金に振り替えるということから、地域の活性化をより進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、徴収嘱託員についてでございます。徴収嘱託員報酬につきましては、時間額、及び徴収割で報酬が構成されております。

開成町非常勤職員取扱規則で定めます賃金単価が、昨年１０月１日に改正されました。神奈川県最低賃金を基準として定められておりますことから、一般事務を取り扱います非常勤職員と徴収嘱託員の賃金と報酬額との均衡を図るため、徴収嘱託員の報酬の時間額の単価を条例改正しようとするものでございます。

別表第４５号で徴収嘱託員の報酬をお示ししておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、改正後で時間額９２０円、改正前の額は９００円で、改正前に比べてプラス２０円として改めることをお諮りするものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議ください。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

１１番、井上宜久議員。

○１１番（井上宜久）

１１番、井上です。特に行政連絡員の件でお聞きをしますけれども、数年来、アンバランスが生じて、改定すべきではないかということが出されていましてけれども、ようやくここで解決を見たということで。特に内容的に、僕は問題を提起しませんが、もう少し会議の中身ですか、２回の中で合意を見たということですが、会議の中身について、できたら報告を願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、ご説明を差し上げたいと思います。会議につきましては、今、２回ということでおっしゃっていただきましたけれども、昨年１０月６日と１１月１３日に会議を、自治会長全員の方にお集まりをいただいて開催してございます。

中身的には、基本的に激変緩和ということの中で、均等割、こちらを２７万５，０００円から３０万円に増額をするということもお話をさせていただいた上で、余りにもこれまでの小規模自治会と大規模自治会の差があり過ぎるというようなことを、世帯数の格差が、こちらの状況を生んでいるというようなご説明を指し上げました。その上で、先ほど申し上げたとおり、地域においての事業ですとか、業務の内容等に、それほど格

差がないであろうということを、ご認識を改めていただいた上で、世帯割、額の減額ということで、当初は金額につきまして、さまざまな金額を提示させていただきましたけれども、2分の1程度が妥当であろうということで、ご審議をいただきまして、この結果になったということでございます。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

井上です。非常に調整をしても、岡野だけがプラスになって、例えば、下島あたりは26万5,400円マイナス、岡野は1万3,000円プラスということで、バランスをとっているけれども、相当大きなマイナスを生じているところがあるのですけれども、この辺からの会長さんからは意見等は出されなかったんですか。その辺をちょっとお聞きます。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、お答えします。私も同席して、その場にいました。かなり格差があるという部分は、どの自治会長も感じていられました。町から、今年度初めにそういった形で見直しをしたいということで、年度初めからそういった作業に移りたいということで、実際に数字をまとめたのが10月示したという形になりますけれども、そういった意味では、今までもらっていた部分が下がるという部分は、かなりきつい部分がありますけれども、自治会活動全体を考えれば、その減額した部分がそのまま減るのではなくて、自治会交付金に回るという形はご理解されましたので、そういった部分でやむなしという考えですね。

ここ14年間、そういった部分の見直しがなされてきませんでしたので、当初の監査額から相当差が開いてきているという形です。

ちなみに、平成13年に改定したときの差は、一番少なかった岡野と、その当時も多かった下島とでも、1.98倍の差がありました。今年度の差では、2.84倍にひらいています。

今回の改正によって、見込みですけれども、1.88倍、平成13年当時の格差になるという形の中で、そういった意味では、自治会長皆さんが合意していただきました。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

確かに連絡委員の金額を減らして、マイナス分を交付金に回したということは非常にいいことだったかなというふうに思いますけれど。

もう一点聞きたいのは、自治会長手当というのは、よその他町の自治会長手当というのはどのくらいのレベルにいるのか。

例えば、下島あたりは、今回、26万5,000円というマイナスが減らされていま

すけれども、下島はこれから人口増が、相当また増えてきますので、そういう面では、マイナスという部分が、ある程度、プラスになってくるのではないかなという面で、マイナス部分がある程度カバーできると思いますけれども、他町との比較で1点教えていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。他町との比較におきましては、当然、その話し合いの中でも、自治会長の皆様、行政連絡員の皆様には、そのような資料をお示ししてございます。

ただ、同じ土壌で比較することが、かなり困難な状況でございまして、資料等は、当然、他町等のものをまとめて、資料として出しているのですが、同じ行政連絡員としての報酬の支払いという形式でございしますが、松田町1町でございしますので、それと広報の配布に当たっての世帯に対する単価の設定で、そのような報酬を払われているところですか、自治会長に直接報酬という形でお支払いせずに、全て業務に関する委託という形で、配付等の単価をお支払いしているケースもございします。その辺がさまざまございまして、自治会長は直接お手元に報酬として届く金額が、条件が一律でないというような状況もございしますが、他町との基本的に個人でお受け取りになる金額ということで承知はしておりますし、会議の中でも、皆様にはそういうようなご認識をいただいたところでございます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。課長から津々浦々と説明がある中で、ちょっと気になるのが、行政連絡員として話をしているのか。自治会長として話をしているのか、混同した説明をしているのではないのかなと。

要するに行政連絡員というのは、町全体の町民に対して配付物等、行政の内容を伝達するという役目があるというふうに認識しているんですが、何か話の流れが、やりとりを聞いていると、自治会連絡員みたいな話をしているんですが、そこら辺の確認をしたいのですが、もしこれは行政連絡員が、自治会の連絡役員であれば、もともとの趣旨自体が変わるので、今回の提案でどうなのかなというところで、例えば、ちゃんと自治会の交付金として、自治会長の報酬としてしっかりと表に出してやっていくという姿勢にしていかないと、自治会に入っていない町民の皆さんは、どういう位置付けで町の情報を伝達するのかというところでは、バランスが悪いと思いますので、今の説明の中では、誤解を招くような説明の仕方をしているのではないのかなというところをちょっと感じましたので、その点ちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

ご指摘のとおり、大変失礼いたしました。自治会長と申し上げた点につきましては、行政連絡員ということで訂正をさせていただければと思います。申しわけございませんでした。

○議長（小林哲雄）

8番、山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。暗黙の了解で、自治会長が行政連絡員になるというのは承知しているところですが、やはり協働のまちづくりをしていく意味では、自治会に入っていない人が今後も増えてくると思うんですよ。そこら辺のパイプはどこがやるかといった場合に、行政連絡員の役目というのは大変大きくなっていくのではないのかなという部分では、職員の方々も意識改革というのをしていかなければいけない。また、見る方向性を変えていかなきゃいけないというところは、大変重要な転換期になっているのではないのかなと感じていますので、ぜひそこは行政連絡員プラス自治会長という考え方はなくて、この行政連絡員の役を仰せつかう連絡員の方が、入っていない人にも情報を流すためにやっているんだという意識改革をぜひしていってもらって、なるべくそれは分けてもらったほうがいいのかと感じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと1点確認なんですけど、行政連絡員会議というのあれば、自治会長会議というのもあると思います。そこら辺は別のものなのかどうなのか。そこら辺確認して終わりにしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それではお答えいたします。今、年間8回にわたりまして、行政連絡員会議及び自治会長連絡協議会ということで、通年で会議を開催させていただいているということで、今申し上げましたとおり、会議の場は一つでございますし、同一ではございますが、会議を進めるに当たる中では、前段で行政連絡員会議ということで、町との調整関係の議題を取り上げさせていただいて、その後段で、自治会長連絡協議会会議ということで、そこは区別をして開催をさせていただいているという状況でございます。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。今回の提案、見直しによって、約1,120万円の町としての減額、少なくなったと。あわせてこれを原資として、自治会交付金の増額を図りますというふうに聞いているところでございます。

そこで行政連絡員、通常一般的に言われているのが、自治会長がこれを担っているという関係で格差是正の関係で、岡野地域、やっていることは同じなので、ここを是正し

たと。これは理解をするところでございます。

自治会の交付金の関係ですけれども、具体的な関係でいわれているのは、自治会交付金小規模の加算、これについては、全部廃止をすると。これは連絡員の関係でお金の格差是正の関係でこれを廃止すると、こういう形で会合の中でも合意を見たと理解しているのかどうか。

○議長（小林哲雄）

高橋議員、今、条例でやっているのは、報酬と費用弁償の削減の話なので、一部改正なので、交付金の話は今回出ませんので、それはまた、別の機会でご質問願えたらと思います。

○２番（高橋久志）

私ども議会に出された２月２０日の資料に基づいて、今、質問させていただいて。

○議長（小林哲雄）

高橋議員、２月２０日は任意の全協でありますので、それはそれで別に扱っていただきたいと思います。

○２番（高橋久志）

でも、絡んでくると思うので、もしその辺はお答え願えれば、答弁いただきたいと思っています。

○議長（小林哲雄）

条例の趣旨、今回の一部改正の条例には入っていませんので、場合によっては、当初予算に当然計上されたりしますので、そちらで議論されたらと思いますけれど、どうでしょう。高橋議員、よろしいですか。ほかの意見、どうぞ。

○２番（高橋久志）

世帯割、並びに年額の関係でされておりますけれども、世帯割を減ずるというのは、これから先、世帯が増えてくるという関係でいろいろ精査した結果、このような形をされているのか。減額した理由等はどのような論議されているのか、その点を聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、高橋議員の質問にお答えします。先ほどからもお話ししますが、やはり１４年間見直されなかった部分を見直す結果として、こういった数字の積み上げになったという形の中で、やはり開成町は人口が急増してきまして、１４年間で二千数百世帯増加していると、５割近い増加という形の中で、そこでアンバランスができた部分のバランスを調整するためには、ここの部分で調整させていただいたと。議案と別の当初予算に関する部分ですけれども、減額した原資を自治会交付金に回して活性化したいという説明をしたので、ああいう質問が出たのかもしれませんが、そういった形で考えました。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

7 番、茅沼隆文議員。

○7 番（茅沼隆文）

7 番、茅沼です。議会選出の監査委員という立場もあるので、聞きにくいところがあるのですが、参考までに教えていただきたい。徴収嘱託員の時間給が20円上がるということで、年間でどのくらいの労働時間を想定していたのか。そのことによって、どのくらいの影響が出るか。そのことによって、勤務状況によって、滞納金額の徴収活動とか、いろいろなところにも影響してくるようにも思いますので、単純に労働時間数をどのくらいで想定したのかということだけ教えてください。

○議長（小林哲雄）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。労働時間数がどのくらいかというご質問と、あとその影響額というご質問だったかと思いますが、影響額につきましては、年間で1万5,120円程度、これは平成27年の2月末時点までの平成26年度の件数をもとに計算したものでございます。時間数につきましては、およそ1,500時間というもので計算をしてございます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第7号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。